

千葉県議会議員

岩井やすのり

1970年生まれ 47歳 早稲田大学大学院政治学研究科修了
県議当選2期目 若手県議として地域の課題に取り組みます!

HP <http://www.iwai-y.jp> mail mail@iwai-y.jp

歩道内に残された電柱 要望に応え安全対策実現

歩道に残された電柱により、障害者や自転車利用者にも危険であると指摘してきた印西市内の県道交差点。要望により安全対策が講じられました。

●県道交差点未対策の歩道内電柱

県道千葉ニュータウン北環状線と市道・浦幡公園通りが交差する交差点は、住宅街にありながらも4車線道路に右左折レーンが設けられた大きなものです。自動車の往来はもちろん、朝夕などには、通勤や通学等に多くの歩行者や自転車が行き交います。

住民から指摘があったのは、この県道交差点近くの歩道に設置された電柱や街灯柱。歩道のほぼ真ん中にあるため、ただでさえ歩行の邪魔になっている上、電柱標識板もけが防止用のカバーも設置されていないため、視覚障害者や夕暮れ時の自転車利用者が衝突し、大事故となる危険があったのです。

●電柱の設置基準あるものの…

本来、歩道内に電柱等を設置する場合には、歩道内の最も車道寄りとする事となっており、自治体によっては



安全対策が講じられた県道交差点

電柱に反射板を付ける等の設置基準も設けられています。しかし、県内の道路を見渡すと、歩道整備を繰り返した結果、当初は歩道の隅にあった電柱が、歩道の真ん中に位置するようになったケースや、そもそも反射板が設置されていない電柱等が多く見受けられるのです。

●鳥取県の電柱移設事業に

年間1千万円の予算

今回の印西市内の県道交差点は、住宅地に面し交通量が多いことに加え、日常的に視覚障害者が利用する実態があり、とりわけ対策が求められるもの。県は速やかに要望に応え、視認性を高める「電柱標識板」や、



衝突時の衝撃を弱めるクッション材を設置する等の安全対策を実施したものです。一方、鳥取県等では、歩道幅員が狭い箇所、電柱類を移設する「歩道電柱移設事業」に、年間1千万円余りを予算計上

する等、より進んだ安全対策に取り組む事例も見られます。地域には、歩道内の危険な電柱がまだまだ多く、場合によっては電柱移設が必要となるケースも見受けられます。鳥取県の先行事例を参考に、県管理道路上の危険な電柱類を移設する事業を設け、相応額を予算計上することを求めています。

千葉NT 北環状線 長期戦覚悟の交渉期待

●元地主の産廃投棄きかけ、不法占拠で複雑化

県道189号千葉ニュータウン北環状線は、国道464号との交点となる印西市草深と白井市根を結ぶ一般県道です。国道464号のう回路になるとともに、ニュータウン地区住民の生活道路として期待されますが、県の用地取得から45年以上経った今も、全線開通のめどは立っていません。

問題となっているのは、白井市内の約450haの未着工区間。そもそもは平成3年に死去した元地主が、県企業庁に道路用地として土地を売却しながら、昭和50年代に同地に産廃物を不法投棄したことに遡ります。平成3年に、産廃物の上に別事業者が事務所兼資材置き場を設置し、占有を始めたため、道路事業を進めようにも、「産廃物を撤去しなければならない」、「現地主は投棄に無関係」、「産廃物上に不法占有者がいる」ということになり、問題が複雑化したのです。

●2.2億円移転補償するも決着せず

県は、取得した道路用地について、台帳管理に加え定期的な現地巡視等を実施。県道用地の不法占有を行っていた事業者に対しては、再三にわたり不法占有物件の撤去を求め、一部コンテナ等については事業者により撤去が行われています。

平成24年5月、ニュータウン北環状線の工事開始

時においても資材等の残存物があつたことから、都市再生機構（UR）は事業者により2億2千万円の道路地および残地物件移転補償を行いました。道路工事が始まれば騒音、振動等が発生すると、県は同事業者からさらなる補償を求められており、北環状線事業は再開できずにいるのです。



NT 北環状線の未着工区間

●「コスト」増大避けるため慎重交渉を

千葉ニュータウン北環状線は印西地区と白井地区を行き来する幹線道路としてばかりでなく、地域住民の生活道路としても大きな期待が寄せられてきました。県の計画決定から50年以上が経過しており、一刻も早い開通、供用開始が求められるところですが、交渉を急げば、さらに「コスト」が膨らむことは間違いありません。これまでの経緯を振り返るならば、県（UR）にはむしろ当分の開通はありえないくらいの気構えで、じっくり腰を据えて交渉にあたってもらいたいと考えます。

〒270-1505 印旛郡栄町安食台 2-26-23-202
Tel **0476-36-7799** Fax **0476-36-7802**
メール mail@iwai-y.jp